

飛行マニュアルの記載について（補足）

無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領5-4（3）キ）に基づいて航空機の確認を行う場合には、以下の通り対応することとして、その旨飛行マニュアルに記載して下さい。

【無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領5-4（3）キ）に基づく対応】

①周辺の場外離着陸場、滑空飛行場を利用する運航者及び最低安全高度以下の飛行を行う運航者（関係機関）に対して

- ・連絡時期：飛行前（飛行計画策定時～飛行直前）
- ・実施内容：あらかじめ周辺を飛行しうる関係機関に関する情報をできる限り収集し、飛行前に当該関係機関に対して無人航空機の飛行予定を電話等で連絡するとともに、当該関係機関の航空機の飛行日時・経路等を確認の上、航空機との接近のリスクがある場合は無人航空機の飛行の中止又は飛行計画の変更等の安全措置を講じる。

無人航空機の運航者は飛行を予定する日時において、飛行の有無にかかわらず、常に関係機関と連絡が取れる体制を確保する。

②緊急的な運航が予想される航空機の運航者（ドクターヘリの運航者、警察、消防機関など）及び航空機の運航者が所属する団体（航空局から別途案内する有人機団体）に対して

- ・連絡時期：  
緊急的な運航が予想される航空機の運航者：飛行前（飛行計画策定時～飛行直前）  
航空機の運航者が所属する団体：飛行の少なくとも1週間前
- ・実施内容：  
航空局から受領した有人機団体のリスト、連絡フォーマットを用いて無人航空機の飛行予定期間、飛行予定場所、経路図（緯度・経度）、飛行目的・概要、無人航空機運航者連絡先（緊急連絡先）、飛行高度、機体諸元、同時に飛行させる無人航空機の最大数等をメールにて連絡するとともに、航空機の飛行が予定され、それに係る安全に影響を及ぼす可能性がある場合は、無人航空機を飛行させる者へ連絡するよう依頼する。

無人航空機の運航者は飛行を予定する日時において、飛行の有無にかかわらず、常に関係機関と連絡が取れる体制を確保し、当該連絡を受けた際には、飛行の中止又は飛行計画の変更等の安全措置を講じる。

併せて、インターネット等により公表することとされている飛行経路を図示した地図、飛行日時等に関する情報を、同メールにて情報取得先に連絡する。

以上